○財務省令第七十六号

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五条第一項第五号リ及び第三十三号ロの規定に基づき、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第八条の二の二第一項中「第六条第二項」を「第八条第二項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年九月二十六日から施行する。

○財務省令第七十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）の施行に伴い、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条の規定に基づき、支出官事務規程及び国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

支出官事務規程及び国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

（支出官事務規程の一部改正）

第一条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百五条の七第四項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に、「改正法」を「平成十九年改正法」に、「を含む」を「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付を含む」に、「又は改正法附則第四条第一項」を「、平成十九年改正法附則第四条第一項又は平成二十五年改正法附則第二条第三項」に改める。

附　則

この省令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

○財務省令第七十八号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号10貸付金回収金の類中「母子寡婦福祉貸付金債権」を「母子父子寡婦福祉貸付金債権」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年九月二十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一一二

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表金融庁の部内部部局の項中「局長　国際政策統括官」を「金融国際審議官　局長」に、「国際室長」を「国際室長　国際連携・協力室長」に、「リスク管理検査室長」を「リスク管理検査室長　情報・分析室長」に改める。

別表財務省の部内部部局の項中「国債企画官　国債投資情報官」を「国債政策情報室長　国債企画官」に改め、同部財務局の項中「財務広報相談官」を削り、「特別国有財産管理官　国有財産総括専門官（管財総括第一課長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」に改め、「管財総括第一課長又は」を削り、同部財務支局の項中「上席国有財産管理官」を「国有財産総括専門官」に改める。

別表国税庁の部内部部局の項中「情報技術室長」を「監督評価官補　情報技術室長　法人番号準備室長」に、「国税庁監察官補　監督評価官補」を「国税庁監察官補」に改め、同部国税局の項中「室長」を「税務相談室長　国税広報広聴室長」に、「人事調査官」を「人事調査官　鑑定官室長　国税訟務官室長」に、「営繕監理官」を「営繕監理官　源泉所得税事務集中処理センター室長　集中電話催告センター室長」に改め、同部沖縄国税事務所の項中「統括国税徴収官」を「統括国税徴収官　集中電話催告センター室長」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「政策評価審議官」を「情報政策・政策評価審議官」に、「国立病院課」を「医療経営支援課」に、「首席営繕専門官」を「会計企画官　首席営繕専門官」に、「試験免許室長　首席流通指導官　国立病院機構管理室長」を「国立病院機構管理室長」に、「指導調査室長」を「試験免許室長　首席流通指導官　指導調査室長」に、「主任中央労働基準監察監督官」を「主任中央労働基準監察監督官　労災保険財政数理室長　主任中央労災補償監察官　労働保険徴収業務室長　職業病認定対策室長　労災保険審理室長」に、「環境改善室長　労災保険財政数理室長　主任中央労災補償監察官　労働保険徴収業務室長　職業病認定対策室長　労災保険審理室長」を「環境改善室長」に、「人事調整専門官　訟務専門官」を「人事管理調整専門官」に、「職員管理専門官　訟務専門官　人事調整専門官」を「職員管理専門官　訟務専門官　人事調整専門官」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「情報公開推進室長　情報システム室長」を「情報システム室長　情報公開推進室長」に、「技術調査室長」を「技術政策企画室長」に、「技術戦略企画官」を「技術戦略企画官　大学連携推進室長」に、「環境調和産業推進室長」を「環境調和産業・技術室長」に改め、「、国際室長」の下に「、大学連携推進室長」を加える。

別表中小企業庁の部内部部局の項中「再生支援室長」を「海外展開支援室長」に改める。

別表国土交通省の部国土技術政策総合研究所の項中「及び道路研究部」を「、土砂災害研究部、道路交通研究部及び道路構造物研究部」に改める。

別表備考第一項中「平成二十六年五月三十一日」を「平成二十六年八月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、総務大臣が指定する周波数を次のように定め、平成二十六年十月一日から施行する。

なお、平成二十五年総務省告示第三百六十号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）は、平成二十六年九月三十日限りで廃止する。

平成二十六年九月二十五日

総務大臣　山本　早苗